

下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成27年8月3日（月） 午後1時30分～3時20分

場所：本庁舎新館5階 506会議室

参加者：森 邦恵会長、弘利 要副会長、江藤 和代委員、江原 義和委員、
松崎総務部長、小野総務部理事、内田行政管理課長、笹野行政管理課主幹、
山本行政管理課主任、倉前行政管理課主任

【内容】

次第2. (1) 前回における確認事項について

委員) 特に意見等なし。

次第2. (2) 答申案について

① 1 はじめに ～ 3 見直しに係る審議方法

委員) 特に意見等なし。

② 4 審議の結果 (2) 個別意見 【終了】(NO.1～10)

委員) 特に意見等なし。

③ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【見直し】(NO.11～69)

委員) NO.32「高齢者銭湯等利用事業費補助金」について、答申案に「補助金の目的が、弱者救済なのか、高齢者の健康増進なのか、あるいは公衆浴場組合に対する支援なのかを明確にした上で、補助金の効果を検証すべき」と書かれているが、整理票に補助の目的は「高齢者の心身の健康の増進」を図ると書かれている。書き方を改めるべき。

→高所得の高齢者に対しても補助が必要か、公衆浴場には他に補助があるが別の方法はないか、などの検討が必要ということだったのではないか。(委員)

→「高齢者の健康増進を目的とした補助金であるが、効果の検証を行うべき」という書きぶりではどうか。(委員)

→高齢者の健康増進の効果の検証は難しいのではないか。(委員)

→会長と事務局で修正協議を行う。任せてもらってよいか。(事務局)

委員) NO.52「商工会補助金」について、「中小企業支援事業」と書かれているが、商工会が担うのは「小規模事業経営支援事業」である。改めるべき。計算根拠が明確でないという指摘をしたつもりであった。どちらかというところ、小規模事業者の弱者支援の側面が強く、充実させる方向の見直しが必要という趣旨であったが、答申案の書きぶりでは、削減するように見える。補助金で賄っていない中で、自主財源の確保は重要である。収入増加策の必

要性がある。記帳指導の手数料が低いということもあるだろう。低料金でサービス提供をすることは、税理士からすると民業圧迫ということにもなる。バランスを考えた小規模事業経営支援事業のあり方を模索すべき。

委員) NO. 53「企業立地促進奨励金」について、見直しの期限を「平成 31 年 3 月 31 日」から、条例に示された終期である「平成 28 年 3 月 31 日」に修正する話があったが、これは諮問の内容の修正であって、当該委員会の協議・答申として整理しないということによいか。

→諮問の内容の見直しとして整理し、諮問のとおりとして整理したい。
(事務局)

④ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【見直し】(NO. 70~114、120)

事務局) NO. 111「下関地区婦人会補助金」について、「諮問の指摘のとおり」となっているが、「可能な限り早期に統合すべきである」に改める。

委員) NO. 114「菊川町青年団補助金」について、答申案に書かれた考え方でやってきた結果として、他の 3 町の青年団は消滅してしまった。菊川町は外から入ってくる人も多く、青年団が残っている。若者の居場所として青年団が必要であるが、自立の力があると思うのか。

→夏祭りや文化産業祭、ツール・ド・しものせきなどで出店した売上げがあり、10 万円程度の事業収益がある。また、インターネットの通信料など、補助対象外とすべき経費もあることから、これらの整理を進めれば、十分に自立してやっていけると思う。所管課においても自立に向けた話を進めることで納得している。(事務局)

→補助金を受ければ、日当や食糧費の支出ができないなどの縛りもでてくる。補助を受けずに、自立してやっていけるのであれば、そういった縛りを受けず、自由度の高い活動ができるというメリットもある。自立が可能であれば、その方向で検討を進めるべき。(委員)

委員) NO. 105「シロウオ・青のりまつり補助金」について、「諮問の指摘のとおり」と書かれているにもかかわらず、「補助金の必要性について認める」との記述もある。「終了を含めた見直し」と「必要性を認める」の両論併記をどのように斟酌すればよいか。

→誰が見ても分かるように記述を改めたい。(事務局)

→事務局で諮問書の整理票によくまとめてもらっている。諮問の記述は活かしつつ、個別の意見を付すような書きぶりにされたい。(委員)

委員)「シロウオ・青のりまつり」は、事務局は民間で担っており、自主財源もっている。見直しの優先順位が高いのは、イベント等の事業費の全額を補助金で賄っており、事務局も市の組織に置いているようなものである。住民の存在が感じられず、積極的に見直しをするべき。過去に町おこしの名目で立ち上げたが、それが惰性になっているものがある。これからもや

っていくのか、検討の余地がある。

委員) 祭りなどのイベントについては、費用対効果の検証をすべき。参加人数などを把握して経済効果を検証されたい。経済効果があるのであれば、補助金を支出する意味もある。効果が見えないので、補助金額の多寡に頼ってしまうのではないか。

→今回の委員会には資料のボリュームが大きくなるため実績報告書の添付は割愛したが、実績報告書には参加人数等の記載はある。効果の検証を行って、補助金の見直しにつながっているかという部分については、これから検証する。(事務局)

→検討委員会として、効果の検証については強く求めていることを協調した答申としたい。(委員)

⑤ 4 審議の結果 (2) 個別意見 【継続】(NO.115~119、121~142)

委員) NO.130「中心市街地事務所立地促進補助金」について、答申案の記述を見ると、終了、削減の方向での見直しのように読める。ニーズはあると思われるので、利用が増えるように要件の緩和をすべきであって、活用が進む制度の見直しが必要である。

⑥ 4 審議の結果 (1) 全体意見

委員) まちづくり協議会への補助が動き始めた。こちらへの補助との関係についても、答申の中で触れておきたい。

委員) 食糧費及び人件費については議論して、答申にも考え方を示したが、旅費については記述しないのか。

→旅費の取扱いについては、来年度の検討委員会に諮りたいと考えている。来年度、事務局として案を示しつつ、補助金全体の様子を見て、3年間のまとめとして指針を策定したいと考えている。(事務局)

委員) 4ページの「③団体等の事務局の取扱い」の最終行「透明性を高める必要がある。」は、昨年度の答申の記述にあわせて、「高められたい。」とした方が強く求めている検討委員会の姿勢を正しく伝えることができる。

委員) 事務局は市の組織の外に出すことができそうか。

→平成26年度の見直し対象補助金で、2件ほど実際に市の組織の外に事務局を出した例がある。事務局を外に出す努力をするよう継続的に求める。(事務局)

委員) 対象経費について、「市長が特に認めるもの」との記述は認めないとしているが、要綱の改正をさせるのか。

→要綱の改正を徹底したい。(事務局)

⑦ 5 今後の見直しにあたっての留意点 ～ 6 まとめ

委員) 特に意見等なし。

次第 3. その他

委員) 来年度の見直し対象補助金は、どのようなものが残っているのか。

→件数では約 130 件。見直しの優先順位が高いと思われる項目に該当するものから抜き出して、平成 26 年度、27 年度と見直しを進めてきたので、残ったものは法定の補助金であって市の裁量がないものなど、判断の難しいものは多くないと考えている。ただし、まちづくり協議会への補助金が始まっているので、来年度の対象案件の中では、これが加わる予定である。(事務局)

委員) 指摘を受けて、どのように見直しが進むかが重要。この答申の後の進捗管理が大切である。

委員) 資料をたくさん提示してもらったが、委員もそれぞれ専門分野をもっており、すべてを見始めると際限がなくなる。細かいところまで立ち入るべきなのか、テーマの設定と判断のモノサシが必要であると感じた。例えば、再補助はどうするとか、事務局は認めないとか、自主財源はどうだとか、ある程度の基準を設定しなければ、判断がぶれてしまう。今回の答申の内容にしても、矛盾が生じていないか気を使った。

委員) 資料については必要最低限のものとしてほしいが、今回の資料でも不足する部分もあったので、資料の内容については再度検討してほしい。

委員) 繰り返しになるが、モノサシをもって、判断すべき。あまり細かいところまで立ち入るべきではないと感じた。知っているから踏み込んで、知らないことは見過ごすといったことになると、公平な判断をしたとは言えなくなる。

委員) 事務局としては、この検討委員会に何を期待するのかを確認しておきたい。

→庁内だけで見直しを進めると気が付かない部分もあるため、外部の方からの客観的な意見を広くいただき、見直しの方向性が適正かどうかチェックをしていただくことを期待している。(事務局)

委員) 今回の見直し作業においては、財務関係書類について、全体的に目を通したので、会計面の適正化には大きな効果があったと感じる。しかし、資料が膨大なため、時間が不足した。もう少し早く資料を提示してほしいし、検討するために時間的なゆとりがほしい。

委員) 検討委員会の開催時間について、来年度も今年度と同じくらいの件数があるのであれば、1 回当たり 2 時間では足りない。また、委員会の開催の間隔も 1 週間たらずでは、資料の読み込み等が十分にできない。

委員) 整理票が、1 案件 1 枚になったのは、よかった。

委員) 協議の内容を受けて、答申案の修正を行う。最終的な答申の調整について

は会長と事務局に一任いただきたい。
→了解。(全委員)